

「三重県廃棄物 110 番」広報・啓発業務委託

仕 様 書

三 重 県

1 業務名称

「三重県廃棄物 110 番」 広報・啓発業務委託

2 契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）17 時まで

3 納入場所

三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課

4 業務の目的

県内で新たに確認された産業廃棄物の不法投棄は、平成 30 年度以降、30～60 件の間を推移しており、依然として後を絶たない状況である。

不法投棄は、その規模が大きくなるにつれ是正が困難となることから、早期に発見して是正させることが重要である。

三重県では、産業廃棄物の不法投棄（木くずやがれき、廃タイヤの山等）や野外焼却（ドラム缶から煙等）を発見した際の通報窓口として「三重県廃棄物 110 番（廃棄物スマホ 110 番、廃棄物ダイヤル 110 番（フリーダイヤル）、廃棄物メール 110 番）」を整備し、ラジオ広報を行う等周知啓発を図っている。

https://www.gomi110.pref.mie.lg.jp/mie_tsuho/fkt/index.html#top

廃棄物 スマホ 110 番
二次元コード

三重県 環境生活部 産業廃棄物監視・指導課
〒514-2270 津市広野町1-2-8
電話番号：059-222-1184
FAX番号：059-222-1126
Eメール：gomi110@pref.mie.lg.jp

“廃棄物スマホ110番”による通報画面

ゴミは イヤヨ
0120-538-184

廃棄物メール 110 番
gomi110@pref.mie.lg.jp

本業務では、更なる広報として「三重県廃棄物 110 番」について、啓発動画を作成・配信するとともに、県民に対し、さまざまな手段を用いて効果的な広報を行うことにより、「三重県廃棄物 110 番」を利用した情報提供を広く呼びかける

ことで、産業廃棄物に係る不法投棄等の早期発見と是正につなげることを目的とする。

5 共通目標

本業務の実施にあたっては、以下を達成する内容とすること。

- より多くの県民に、産業廃棄物の不法投棄（木くずやがれき、廃タイヤの山等）や野外焼却（ドラム缶から煙等）は犯罪であることを理解してもらう。
- 三重県には「三重県廃棄物 110 番（廃棄物スマホ 110 番、廃棄物ダイヤル 110 番（フリーダイヤル）、廃棄物メール 110 番）」という通報窓口があることを、世代別特徴に応じた広報により県民に幅広く認知してもらう。
- 特に「廃棄物スマホ 110 番」は、スマートフォンを使用して、位置情報や写真の添付により誰でも簡単に通報が可能であることを知ってもらう。
- 産業廃棄物の不法投棄や野外焼却を発見したら「三重県廃棄物 110 番」を利用して三重県に情報提供しようという意識（情報提供が当たり前になる状況）を醸成する。
- 「産業廃棄物とは何か」や不法投棄等の通報の際に必要な情報をわかりやすく、正しく伝えることで、より正確な通報につなげる。

6 業務内容

（1）啓発動画の作成・配信

ア 啓発動画の作成

① 本数・尺

3本（6秒、15秒、30秒）

② 形式

- ・ 実写、アニメーション、CG等形式は問わない。
- ・ フルHD以上の解像度の動画とすること。
- ・ 県民に「三重県廃棄物 110 番」に係る興味を持ってもらえるよう工夫すること。
- ・ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

③ 留意事項

- ・ 動画の作成にあたっては、委託者と十分協議すること。
- ・ 完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 音楽素材やイラスト等に関しては、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

- ・ 啓発動画を配信する概ね1ヵ月前までに完成した動画を委託者に納品すること。
- ・ 三重県ホームページでの公表やパワーポイントでの発表を想定しているため、納品物とは別に、委託者から依頼があった場合はこれらに適したファイル形式・容量の動画を提供すること。

イ 作成した啓発動画の配信

① 配信媒体

以下について、「5 共通目標」の達成に相応しい配信媒体を、選定した理由を示して具体的に提案のうえ、啓発動画を配信すること。

- インストリーム広告、バンパー広告（YOUTUBE、TVer等）
※広告からリンクするWEBページは、三重県が指定するものとする。
：2媒体以上
- テレビCM：1媒体以上
- コンビニのデジタルサイネージ：1媒体以上

② 配信エリア

三重県内

③ 配信期間

契約期間のうち連続した4ヵ月間

※配信に必要な手続き等は、全て受託者が実施すること。

④ 配信（表示）回数

- ・ 動画の配信（表示）回数は、配信媒体全てを合計して80万回以上とすること。
- ・ 配信（表示）回数について、十分に広報の効果が得られると考えられる回数を、配信媒体毎に具体的に提案すること。

⑤ 配信状況のレポート

- ・ 委託者へ1ヵ月毎に配信状況として以下の事項を報告すること。

- 配信媒体別の配信（表示）回数
- 配信媒体別のクリック数（該当がある配信媒体のみ）
- クリックした者の属性（年代、居住地域等）（該当がある配信媒体のみ）

- ・ レポートの結果を踏まえて、適宜、委託者と協議の上で、配信（表示）回数の割り当てを変更すること。

(2) さまざまな手段を用いた広報

委託者が必ず実施するものと定める事項（以下、「必須事項」という。）及び「5 共通目標」を達成するうえで効果的と考える企画内容（以下、「追加提案」という。）を組み合わせ、「三重県廃棄物 110 番」に係る広報を実施すること。

ア ディスプレイ広告（必須事項）

① 概要

- ・ 「5 共通目標」の達成に相応しい配信媒体について、選定した理由を示して具体的に提案のうえ、ディスプレイ広告を配信すること（2媒体以上）。
- ・ 広告は、6（1）アで完成した啓発動画と統一感のあるデザインとすること（静止画・動画の別を問わない）。
- ・ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・ 広告の配信前に広告デザインについて、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 広告からリンクするWEBページは、三重県が指定するものとする。

② 配信エリア

三重県内

③ 配信期間

契約期間のうち連続した4ヵ月間

※配信に必要な手続き等は、全て受託者が実施すること。

④ クリック数（広告を実際にクリックした数）

- ・ クリック数は、配信媒体全てを合計して1ヵ月当たり40,000回以上とすること。
- ・ クリック数について、十分に広報の効果が得られると考えられる回数を、配信媒体毎に具体的に提案すること。

⑤ 配信状況のレポート

- ・ 委託者へ1ヵ月毎に配信状況として以下の事項を報告すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○配信媒体別のクリック数○クリックした者の属性（年代、居住地域等） |
|--|

- ・ レポートの結果を踏まえて、適宜、委託者と協議の上で、クリック数の割り当てを変更すること。

イ 新聞広告（必須事項）

① 概要

- ・ 「5 共通目標」の達成に相応しい広告媒体について、選定した理由を示して具体的に提案のうえ、新聞広告を掲載すること（2紙以上）。
- ・ 広告は、6（1）アで完成した啓発動画と統一感のあるデザインとすること。
- ・ 広告の掲載前に広告デザインについて、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 広告掲載に必要な手続き等は、全て受託者が実施すること。

② 広告エリア

三重県内

③ 広告期間

十分に広報の効果が得られると考えられる広告回数（1紙につき1回以上）、広告掲載に係る日程（土日祝日に限る）を、広告媒体毎に具体的に提案すること。

④ 広告掲載状況の報告

広告掲載後、すみやかに広告掲載紙面を委託者あて提出すること。

ウ 啓発活動（必須事項）

① 概要

- ・ 啓発活動で使用するチラシ（A4縦型、両面、フルカラー）と啓発物品（1点以上）について、6（1）アで完成した啓発動画と統一感のあるデザインで提案のうえ、必要部数を作成すること。
- ・ 完成までに、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 作成したチラシと啓発物品について袋詰めを行い、県民がより多く集まる場所（例：ショッピングセンター、スーパーマーケット、県内の主要駅等）で配布（手渡し）のうえ、「産業廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけた際は情報提供してほしい」旨を広く呼びかけること。
- ・ 啓発活動は、土日祝日に実施すること。
- ・ 啓発活動の実施に必要な人員は、全て受託者が確保すること。
- ・ 啓発活動の実施に必要な許認可及び手続きは、全て受託者が実施すること。

② 啓発エリア・場所

三重県内

（北勢エリア、中勢・伊賀エリア、南勢・東紀州エリアで1箇所以上ずつ）

※「5 共通目標」の達成に相応しい啓発場所について、選定した理由を示して具体的に提案すること。

③ 啓発回数・啓発物品の配布数

- ・ 啓発回数は啓発場所（3箇所以上）全てを合計して3回以上、袋詰めの配布数は啓発場所全てを合計して1,000部以上とすること。
- ・ 啓発場所毎の啓発回数及び袋詰めの配布数（割り当て）については、十分に啓発の効果が得られると考えられる回数・配布数を具体的に提案すること。

エ 追加提案

- ・ 必須事項に加え「5 共通目標」の達成に資する業務の提案について、契約上限額の範囲内で、それを選定した理由を示して2つ以上提案すること。
- ・ 広告は、6（1）アで完成した啓発動画と統一感のあるデザインとすること。
- ・ 追加提案の実施前に、広告デザインについて、委託者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ イベント等を実施する場合は、土日祝日に実施すること。
- ・ 追加提案の実施に必要な手続きは、全て受託者が実施すること。

【追加提案の例】

- 交通広告（バスや電車内の広告スペースを利用）
- 看板広告（多くの人を通る場所に看板を設置）
- 駅、ショッピングセンター等で啓発イベントを実施
- 検索エンジン広告（「不法投棄 通報」などの検索結果に広告を表示）
- 市町の回覧板にチラシを入れる、新聞に折込チラシを入れる
- フリーペーパーへの広告掲載

7 成果物の提出

（1） 報告書等

① 配信状況のレポート（1ヵ月毎）【該当：6（1）イ、（2）ア】

提出期限：1ヵ月毎の配信完了後、都度すみやかに提出すること。

提出形態：電子データ

② 広告掲載紙面の提出【該当：6（2）イ】

提出期限：広告掲載後、すみやかに提出すること。

③ 業務完了報告書

提出期限：令和9年3月31日（水）17時まで

提出形態：電子データ

留意事項：各業務の実施結果、効果検証と今後の課題及び今後の広報・啓発事業に関する提案等について記載すること。

(2) 納品物

- ① ウェブアップロード用動画データ一式 (m p 4 形式) 【該当：6 (1) ア】
提出期限：啓発動画を配信する概ね1ヵ月前まで
提出形態：電子データ
留意事項：6 (1) イで配信するものと同じサイズ、ファイル形式、解像度とすること。

- ② プレイヤーによる再生用DVD 【該当：6 (1) ア】
提出期限：啓発動画を配信する概ね1ヵ月前まで
提出形態：DVD 1枚

- ③ ディスプレイ広告のデザイン 【該当：6 (2) ア】
提出期限：ディスプレイ広告のデザインが完成次第、すみやかに提出すること。
提出形態：電子データ
留意事項：ディスプレイ広告として用いたものと同じサイズ、ファイル形式、解像度とすること。

- ④ 新聞広告のデザイン 【該当：6 (2) イ】
提出期限：新聞広告のデザインが完成次第、すみやかに提出すること。
提出形態：電子データ
留意事項：新聞広告として用いたものと同じサイズ、ファイル形式、解像度とすること。

- ⑤ チラシ・啓発物品及びそのデザイン 【該当：6 (2) ウ】
提出期限：チラシ・啓発物品が完成次第、すみやかに提出すること。
提出形態：チラシ (原本) 1枚
啓発物品 (現物) 1点
電子データ (デザイン)
留意事項：デザインは、チラシの入稿・啓発物品の作成に用いたものと同じサイズ、ファイル形式、解像度とすること。

- ⑥ 追加提案で作成したデザイン、物品等 【該当：6 (2) エ】
提出期限：追加提案で作成したデザイン、物品等があれば、完成次第、すみやかに提出すること。
提出形態：電子データ (デザイン)
作成した物品等 (現物) 1点
留意事項：デザインは、追加提案の実施の際に用いたものと同じサイズ、ファイ

ル形式、解像度とすること。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地 (三重県庁 8 階)
三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課

8 所有権・著作権等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

9 その他

- (1) 啓発動画や広告等のデザインは、委託業務が終了した後も、引き続き三重県が広報・啓発活動等に使用できるものとする。
- (2) 作成したチラシ・物品等は、委託業務が終了した後も、引き続き三重県が広報・啓発活動等を目的として、複製・利用できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者と本業務についての打ち合わせを適宜行うものとする。なお、委託者から打ち合わせの求めがあった場合は、すみやかに応じること。
- (4) 本業務に係る経費等の一切は、受託者において負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (7) 委託者から業務内容に係る指示があった際は、指定する期日までに対応し、報告すること(必要に応じて来庁すること)。
- (8) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 委託者は、受託者が(8)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する

物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。